

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

社会福祉法人えどがわ
理事会 御中

阿部かおり公認会計士事務所

東京都墨田区

公認会計士

阿部 かおり

<計算関係書類監査>

監査意見

私は、社会福祉法第45条の28第2項第1号及び社会福祉法施行規則第2条の30第1項の規定に基づき、社会福祉法人えどがわの令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6会計年度の計算関係書類（社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第2号イ（1）に規定する法人単位資金収支計算書、同号ロ（1）に規定する法人単位事業活動計算書及び社会福祉法人会計基準第29条第1項に規定する法人全体についての計算書類に対する注記並びにそれらに対応する附属明細書（社会福祉法人会計基準第30条第1項第1号から第3号まで及び第6号並びに第7号に規定する書類に限る。）の項目をいう。以下同じ。）について監査を行った。

私は、上記の計算関係書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書、計算関係書類のうち監査意見の対象とされていない部分並びに、財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算関係書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算関係書類監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算関係書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるか

どうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算関係書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算関係書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算関係書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算関係書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算関係書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算関係書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算関係書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起するこ

と、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算関係書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算関係書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算関係書類の表示、構成及び内容、並びに計算関係書類が基礎となる取引や会計事象を適切に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

＜財産目録に対する意見＞

財産目録に対する監査意見

私は、社会福祉法第45条の19第2項及び社会福祉法施行規則第2条の22の規定に基づき、社会福祉法人えどがわの令和7年3月31日現在の令和6会計年度の財産目録（社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表に対応する項目に限る。以下同じ。）について監査を行った。

私は、上記の財産目録が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠するとともに、法人単位貸借対照表と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

令和7年5月29日

社会福祉法人えどがわ

理事長 田 澤 茂 殿

監 事



監 事

大久保 誠太郎

私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の理事の職務の執行について監査を行いました。

その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条の16の各号に掲げる体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部管理体制）について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(社会福祉法施行規則第2条の33各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部管理体制に関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部管理体制に関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人 阿部かおり の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

監 事 監 査 結 果

監査報告日	令和7年5月29日
監査報告者	大久保誠太郎 堀江秀典

◆法人運営・会計経理

監 査 項 目	適	否	否 の 内 容 (要改善点等)
定 款	レ		
役 員	レ		
理 事 会	レ		
評 議 員 会	レ		
事業計画・予算	レ		
現 況 報 告 事業報告・決算	レ		
会計処理・契約関係	レ		
資産管理・借入金	レ		
寄 附 金	レ		
職員採用・退職	レ		
規 程 整 備	レ		
そ の 他	レ		

監事監査チェックリスト

監査報告日	令和7年5月29日
監査報告者	天久保誠太郎 佐々木 秀次

◆法人運営・会計経理

確認事項		確認方法	適	否	該当なし
定款	定款に準拠しているか。	定款と定款準則の照合	レ		
	目的事業・純資産が実態と合致しているか。	法人登記簿謄本と実態との照合	レ		
	定款の変更は、定款に定める所定の手続きを経て行われているか。	監事の理事会出席、議事録による理事業務執行状況の確認	レ		
役員	欠員が生じていないか。	役員名簿の確認 監事の理事会出席による理事の業務執行状況の確認	レ		
	役員名簿及び役員の選任関係書類が整備されているか。		レ		
	役員は、適格・適任者が選任されているか。		レ		
理事会	理事会の開催は、定款の定めによって行われているか。	理事会の招集に関する書類の確認	レ		
	理事会への欠席が続く理事はいないか。	議事録の確認	レ		
	理事会の要審議事項について審議され、議決されているか。	監事の理事会出席による理事の業務執行状況の確認	レ		
	議事録は正確に記録され、保管されているか。		レ		
評議員会	評議員会の開催は、定款の定めによって行われているか。	評議員会の招集に関する書類の確認 議事録の確認 監事の評議員会出席による評議員の業務執行状況の確認	レ		
	評議員会への欠席が続く評議員はいないか。		レ		
	評議員会の要審議事項について審議され、議決されているか。		レ		
	議事録は正確に記録され、保管されているか。		レ		
事業計画・予算	事業計画は、適切に策定しているか。	議事録の確認 事業計画書の確認 予算書の確認 監事の理事会・評議員会出席による理事・評議員の業務執行の状況	レ		
	新たな債務の発生に無理はないか。 (償還財源は確保されているか。)				レ
	予算は事業計画に合致し、収入・支出の積算は妥当か。		レ		
	事業計画の変更・補正予算は、妥当かつ適時に行われているか。		レ		

確 認 事 項		確 認 方 法	適	否	該当なし
現況報告・事業報告・決算	所轄庁に提出する現況報告を閲覧し、法人の状況を把握したか。	現況報告書の確認 議事録の確認 事業計画書の確認 決算書の確認 監事の理事会・評議員会出席による 理事・評議員の業務執行の状況の確認	レ		
	・事業の内容		レ		
	・役員の状況		レ		
	・理事会、評議員会の開催状況		レ		
	・基本財産の概要		レ		
	・登記の状況		レ		
	事業は、計画どおり実施されたか。		レ		
	決算財務諸表は適正か。		レ		
	・資金収支計算書(資金収支計算内訳書)		レ		
	・事業活動収支計算書(事業活動収支内訳書)		レ		
	・貸借対照表		レ		
	・財産目録		レ		
	減価償却の計算は適切か。		レ		
	国庫補助金等特別積立金の積立て、取崩しは適切か。		レ		
	収入・支出は適切に行われたか。		レ		
会計処理・契約関係	会計基準・経理規程に基づき、適切に行われたか。	会計帳簿、契約書等収入及び支出に関する証拠書類との照合	レ		
	・月次試算表		レ		
	・収入、支出決定書類		レ		
	・預金・現金残高		レ		
	・責任体制(会計責任者、出納職員)		レ		
	契約は適正な方法により行われているか。		レ		
	入札が行われた場合、入札記録を確認し、複数の理事、監事あるいは評議員が立ち会っているか。				レ
資産管理・借入金	固定資産が明確に区分管理されているか。	土地・建物登記簿謄本・借地契約書等との照合 定款、理事会・評議員会議事録の確認 償還計画と履行状況(寄附金収入)の確認	レ		
	各財産は適正に管理され、処分(貸与、担保提供)等は、所定の手続きを経ているか。		レ		
	敷地が借地の場合は、借地権等が設定(借地契約)されているか。		—	—	行政からの無償貸与(契約書あり)
	償還は、確実に行われているか。				レ
	償還財源の確保は、長期的に安定しているか。				レ
寄附金	寄附制限規定に違反していないか。	寄附申込書、領収書(控)の確認	レ		
	寄附金の受入れは、寄附者の意向に沿って行われているか。	寄附金台帳の確認 預金通帳の確認	レ		

確 認 事 項		確 認 方 法	適	否	該当なし
職 員 採 用 ・ 退 職	施設職員の欠員は、速やかに補充されているか。	採用関係書類の確認 就業規則、給与規程、職員名簿と実態の確認 退職関係書類の確認	レ		
	就業規則等に定められた所定の手続きを経ているか。		レ		
	初任給格付け(前歴換算)は適切か。		レ		
	職員の退職は、就業規則に定められた所定の手続きを経て行われているか。		レ		
	退職事由に問題はないか。		レ		
	退職金等は適正に支払われているか。				レ
規 程 整 備	必要最低限の規程が整備されているか。	各種規程の確認	レ		
	・定款		レ		
	・経理に関する規程		レ		
	・就業に関する規程		レ		
	・給与等に関する規程		レ		
	・決裁等に関する職務権限規程		レ		
そ の 他	法人印及び代表者印は、施錠可能な保管庫等に保管するなど、管理が厳正に行われているか。	印鑑の保管場所、施錠機能の確認、鍵の管理状況	レ		
	行政監査において、口頭又は文書で指摘事項があった場合、改善がされているか。	監査による指摘事項の確認	レ		
	事業目的に沿って適正かつ安定的に運営されているか。	事業関係書類の確認	レ		
	不祥事はないか。		レ		

2025 年 6 月 3 日

社会福祉法人えどがわ 御中

監事 大久保 誠太



監査報告書

1. 貴法人は、全体として、健全経営と評価できます。

人材については、困難とは思いますが、確実に勤務できる人の採用に心がけ、安定した環境の中で保育ができるようにしてほしいと思います。

2. これからの貴法人に対する希望は、おひさまの共通のイメージを強調して、おひさまカラーを浸透させていただくことです。

また、おひさまの規模を生かした何らかの保育のテーマを研究するチームを作り、数年に1度、発表することも考えてほしいと思います。

- 3 (土地無償使用)

おひさま特有の課題は、無償土地使用のことです。

覚書では 30 年無償使用の約束があり、あと 7 年で契約期間は終了します。

- (1) おひさまの設立の目的は、区立保育園、幼稚園をおひさまに移行して、それまで区が負担していた区立保育園等の人件費などの財政上の負担をなくすことでした。

区内の全私立保育園と幼稚園は区に協力し、新しい民間保育園を作りました。そこには保育園敷地の地代を無償にすることは当然のこととし、おひさまが安定した運営ができるようにしたものだと思われます。

- (2) おひさまが 23 園に拡大したことにより、区の財政上、軽減された金額は令和 2 年度において累計 180 億円とされています。

この財政への寄与は、おひさまがある限り、今後も続くものです。

また、有償とすると、おひさまが保育園敷地の借地権を取得し、区の財産である土地の価値を下げるというリスクもあります。

(3) (まとめ)

おひさまの運営による区の財政に対する持続的効果を考えれば、区が地代を請求することは、おひさまの設立の趣旨と合致せず、設立の前提条件に反するものと思われます。

加えて、区の財産の価値を下げるという区にとり不利益な事態にもなります。

(4) この問題については、今後、粘り強く、区と折衝することが大切だと思います。

以 上